

第 21 回評議員会議事録

令和 7 年 6 月 24 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金
第 21 回評議員会議事録

1. 招集年月日 令和 6 年 10 月 29 日（火）
2. 開催場所 「東京文具共和会館（貸会議室）5 階 D 室」
東京都台東区柳橋 1－2－10
3. 開催日時 令和 7 年 6 月 24 日（火） 午後 3 時 00 分
4. 評議員現在数 6 名
5. 出席者
（出席評議員：5 名）高尾佳巳、高根和子、中川桂子、
永嶋昌樹、松本省藏
※中川評議員は 15 時 18 分からの出席。
（出席役員：4 名）代表理事 炭谷 茂、常務理事 新津浩平
監事 蒲生七郎、監事 森居秀彰
（欠席評議員：1 名）河合弘之
6. 議 案
決議事項
第 1 号議案「理事の選任」の件
第 2 号議案「評議員の選任」の件
第 3 号議案「令和 6 年度事業報告及び決算書（令和 6 年 4 月 1 日～令和
7 年 3 月 31 日）」の件
※公益財団法人としての第 14 事業年度
7. 開会、定足数確認、挨拶、議長・議事録署名人
冒頭、事務局から評議員総数 6 名中、出席者は 4 名で開催要件の定足数
たる過半数を充足していることを確認した。中川議員が途中から出席した
ので評議員は計 5 名が出席した。
はじめに、炭谷代表理事（以下「理事長」という）が開会の挨拶を行い、
今年は戦後 80 年が過ぎ、帰国された残留孤児の高齢化が進んでおり高齢者
対策の重要性や、中国残留孤児問題を今後も記憶されるよう伝えいかなけ
ればならない課題について触れ、援護基金の使命の重要さのほか、令和 6

年度の決算については、全体的には収入面で厳しさがある旨を伝えた後、審議入りした。

定款第 23 条に基づき松本評議員が議長に選任され、定款 28 条に基づき、議長、高根評議員及び永嶋評議員が議事録署名人となることが確認された。

8. 議事の経過及び結果

第 1 号議案「理事の選任」の件

事務局から、本議案について次の説明があった。

本定時評議員会をもって、理事全員の任期が満了となることから、次期理事の選任について、理事候補者資料に基づき議長が 1 名ずつ諮ったところ、理事 3 名（重任）及び芦田真吾氏（新任）の理事選任が出席評議員全員一致で原案通り可決された。

（重任者）小林悦夫、炭谷茂、新津浩平

（新任者）芦田真吾

選任された理事の任期は、選任の日より、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。

第 2 号議案「評議員の選任」の件

事務局から、本議案について資料に基づく説明があった。

佐藤評議員が令和 4 年 6 月に任期途中で辞任されて以降、評議員は 6 名体制となり評議員会の開催が危ぶまれることもあったため、加川博明氏を評議員に 1 名増員する提案がなされた。

議長が諮ったところ、評議員 1 名の選任（増員）が出席評議員全員一致で原案通り可決された。

（新任者）加川博明

選任された評議員の任期は、本評議員会終結後から令和 11 年 6 月の定期評議員会終結時まで。

第 3 号議案「令和 6 年度事業報告及び決算書（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）」の件

事務局から、本議案について次の説明があった。

- ① この事業報告及び決算書（以下「報告書」という）は、内閣府に対して報告すべきもので、公益財団法人移行後の第 14 事業年度の報告書であり、事業期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日迄となる

こと。

- ② 1. 令和6年度に予定されていた事業は概ね計画通りに実施できた。
2. 国の委託事業である集団一時帰国事業は、集団一時帰国として4世帯8名を、個別一時帰国として1世帯1名を受け入れるにとどまり、参加者は大幅に減少している。今後、これまで同様に本事業を行うことは難しくなると思われる。集団一時帰国に併せて中国政府担当官2名を受け入れ今後の残留邦人問題についての意見交換を行った。
3. 国の委託事業である首都圏中国帰国者支援・交流センター運営事業は、令和5年度に比べ通学者の延べ人数は420人程度増加したが、実人数は40人程度の増加にとどまる。また、令和6年5月8日に中国残留邦人1世帯1名が退所した後は新たな永住帰国者もいない。戦後80年、ますます高齢化する帰国者に援護基金としてどのように対応していくかが問題となっている。
4. 令和6年度の経常収益は、令和5年度に比べ寄附金が減少した等の要因もあり、約2億1千957万円となった。これに対し経常費用は約2億1千926万円であり、最終的な事業活動収支差額は約31万円のプラスとなっている。援護基金の収入の柱である運用収益は多少持ち直したが、国の委託事業の先行きも不透明な状況にある。混迷する国際経済環境の中いかに安定した収入を確保して、援護基金の役割を果たしていくかが課題である。
- ③ 事業報告書に基づき「公1」の3事業、「公2」の12事業についての令和6年度の実施状況の主なポイントを説明した。
- ④ 決算書に基づき令和6年度決算書（財務諸表等）の主なポイントを説明した。
1. 貸借対照表について説明を行い、流動資産の現金預金が22,595,287円の減少しているのは、寄付金の減少、債権入れ替え時の経過利息等の支出による。基本財産のうち投資有価証券が前年度34,557,268円減少している原因は、トランプ政権の経済政策の影響による為替相場の変動状況や時価評価損である。基本財産全体では27,527,062円の減少となり、これにより正味財産合計は前年度比70,031,450円の減少となった。
2. 正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表について説明。経常収益は219,573,780円、経常費用は219,260,391円、評価損益など調整前当期経常増減額は313,389円のプラスであった。基本財産評価損益等と特定資産評価損益の合計は△49,598,319円となり、当期経常増減額は△49,284,930円。正味財産期末残高は1,085,438,277円となった。
3. 財務諸表の注記に8重要な後発事象として、東海・北陸中国帰国者支援・交流センターの受託について記載している。本事業は令和7年度から

開始された事業であり、令和6年度決算とは関係はないが公認会計士の指導により重要な後発事象として記載することとした。

続いて森居監事から令和6年度の財産状況、理事の業務執行状況について適正に行われている旨の報告がなされた。

第3号議案につき、次の質疑応答があった。

（議長）

運用でのトランプ政権の影響についての説明は抽象的で、具体的には何のことでしょうか。

（事務局）

トランプ政権の経済政策（貿易相手国への関税強化策）で、為替市場が不安定となっている。外貨建債券は為替リスクの影響を受けるため利払い時等円安状況でないと収益及び価値があがらないということです。

（議長）

為替の問題ですね。わかりました。

（高尾評議員）

事業報告についてではないのですが、昨年の評議員会で訪問看護の中国語訳をどうするかという話をしまして、昨年8月に新津常務、援護基金に訳についての協力をお願いしました。配付したコピーが中国語訳の前文です。「訪問介護」の意味にとられないように、援護基金の教材と同様に日本語の「看護」の単語をそのまま用いて「訪問看護」を訳語として表していますと最後の2行に注意書を入れまして、訪問看護の訳語を全面的に書き換えましたという結果の報告をさせていただきます。

以上、審議の結果、第3号議案について議長が諮ったところ、原案どおりとすることで出席評議員全員一致で可決された。

議事終了後、東海・北陸中国帰国者支援・交流センターの組織図を配付して、令和7年度から国の委託を受けて事業を開始したこと、予算額、職員体制、事業の進捗状況についての説明を行った。

以上をもって第21回評議員会の議案の審議等が終了したので、議長は閉会を宣し解散した。（閉会時間：午後3時45分）

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人
において次に記名押印する。

令和7年 7 月 14 日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

議 長

松本省藏

議事録署名人

高根和子

議事録署名人

永嶋昌樹